

# 船舶事故調査報告書

令和2年2月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（護岸）
発生日時	令和元年5月5日 19時30分ごろ
発生場所	関西国際空港1期空港島北東岸 関空泉州港タンカーバース灯から真方位047° 1.2海里付近 (概位 北緯34° 26.0′ 東経135° 15.3′)
事故の概要	プレジャーボート住吉丸は、航行中、護岸に衝突した。
事故調査の経過	令和元年8月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 住吉丸、9.7トン OS2-1959（漁船登録番号）、個人所有 第250-29387号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（同乗者）
損傷	本船 右舷船首部外板に凹損 護岸 不明
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者15人を乗せ、約10ノットの対地速力で関西国際空港1期空港島（以下「空港島」という。）の北東岸に沿って帰航していた。 本船は、船長が、同乗者に空港島への飛行機の離着陸を近くで見せようと思い、空港島に接近する際、空港島の護岸に盛られていた砂山で明かりが遮られて距離が把握できず、空港島の護岸に衝突した。 本船には、レーダーが設置されておらず、GPSプロッターが故障していた。
分析	本船は、帰航中、船長が、空港島の護岸に盛られていた砂山で明かりが遮られて距離が把握できない状況下、空港島へ接近したことから、空港島の護岸に衝突したものと推定される。
原因	本事故は、夜間、本船が、帰航中、船長が、空港島の護岸に盛られていた砂山で明かりが遮られて距離が把握できない状況下、空港島へ接近したため、空港島の護岸に衝突したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・護岸等との距離が把握できない場合、直ちに停止できる速力とするなどして慎重に操船すること。 ・GPSプロッターが故障している場合、速やかに修理して使用で

	きる状態にしておくこと。
--	--------------